

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
個人情報保護規程

平成17年3月29日
規程第31号

改正 平成18年1月27日規程第6号
改正 平成19年5月9日規程第30号
改正 平成21年3月31日規程第67号
改正 平成22年3月31日規程第25号
改正 平成26年2月28日規程第10号
改正 平成27年7月15日規程第35号
改正 平成27年10月14日規程第62号
改正 平成28年1月13日規程第2号
改正 平成29年9月21日規程第20号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 管理体制（第3条～第10条）
- 第3章 保有個人情報等の取扱い（第11条～第31条）
- 第4章 情報システムにおける安全の確保等（第32条～第48条）
- 第5章 問題への対応等（第49条～第55条）
- 第6章 雑則（第56条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）が保有する個人情報の取扱いについては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号。以下「施行令」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。）その他別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程において「独立行政法人等」とは、法第2条第1項に規定する法人をいう。
2 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）
- (2) 個人識別符号が含まれるもの
- 3 この規程において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、施行令で定めるものをいう。
- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
- (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 4 この規程において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして施行令で定める記述等が含まれる個人情報という。
- 5 この規程において「保有個人情報」とは、機構の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、機構の役員又は職員が組織的に利用するものとして、機構が保有しているものをいう。ただし、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構情報公開規程（平成16年規程第73号。）第2条第2項に規定する法人文書に記載されているものに限る。
- 6 この規程において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 7 この規程において「非識別加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- (1) 第2項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等

に置き換えることを含む。)

(2) 第2項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

8 この規程において「独立行政法人等非識別加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。))を除く。以下この項において同じ。)の全部又は一部(これらの一部に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。)第5条に規定する不開示情報(同条第1号に掲げる情報を除く。以下この項において同じ。))が含まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。)を加工して得られる非識別加工情報をいう。

(1) 法第11条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

(2) 当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている法人文書について、独立行政法人等情報公開法第3条の規定による開示の請求があったとしたならば、次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ 当該法人文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ 独立行政法人等情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

(3) 機構の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるものであること。

9 この規程において「独立行政法人等非識別加工情報ファイル」とは、独立行政法人等非識別加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

(1) 特定の独立行政法人等非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の独立行政法人等非識別加工情報を一定の規則に従って整理することにより容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を用意するためのものを有するもの

10 この規程において「削除情報」とは、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

11 この規程において「個人番号」とは、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

12 この規程において「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

13 この規程において、「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

- 14 この規程において、「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
- 15 この規程において、「個人番号関係事務」とは、番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- 16 この規程において、「法人番号」とは、番号法第39条第1項又は第2項の規定により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう。
- 17 この規程において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 18 この規程において「部局等」とは、高エネルギー加速器研究機構組織規程（平成16年4月19日規程第30号）第2条第1項、第4条、第7条及び第9条に規定する組織をいう。

第2章 管理体制

（総括保護管理者）

第3条 機構に、総括保護管理者を1人置き、機構長が指名する理事をもって充てる。

- 2 総括保護管理者は、機構における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。

（保護管理者）

第4条 部局等に、保護管理者を1人置き、当該部局等の長をもって充てる。ただし、特定個人情報を取り扱う部局等にあつては、特定個人情報を取り扱う各課室等に、保護管理者を1人置くこととし、当該課室等の長又はこれに代わる者をもって充てる。

- 2 保護管理者は、当該部局等における保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる。保有個人情報を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

（保護担当者）

第5条 部局等に、当該保護管理者が指定する保護担当者を1人又は複数人置く。ただし、特定個人情報を取り扱う部局等にあつては、特定個人情報を取り扱う各課室等に、保護担当者を置く。

- 2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、当該部局等における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。

（監査責任者）

第6条 機構に、監査責任者を置き、監査室長をもって充てる。ただし、監査室長が保護管理者となっている保有個人情報については、監事がこれを行う。

- 2 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について監査する。

（事務取扱担当者）

第7条 特定個人情報を取り扱う各課室等に、当該保護担当者が指定する事務取扱担当者を置く。

2 事務取扱担当者は、当該課室等における個人番号関係事務を担当する。

(個人情報管理に係る委員会)

第8条 総括保護管理者は、保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、情報セキュリティ委員会に諮ることとする。

(教育研修)

第9条 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

2 総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。

3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、部局等の現場における保有個人情報の適切な管理のための教育研修を実施する。

4 保護管理者は、当該部局等の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

(職員の責務)

第10条 職員は、法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

2 職員は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損等（以下「漏えい等」という。）事案の発生又は兆候を把握した場合には、速やかに当該特定個人情報を管理する保護管理者に報告する。

第3章 保有個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第11条 個人情報を保有するに当たっては、法令の定める業務を遂行するため必要な場合に限る、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 前項の規定により特定された利用目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第12条 本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(適正な取得)

第13条 偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(特定個人情報の提供、収集等の制限)

第14条 個人番号関係事務を処理する者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供する場合を除き、特定個人情報の提供又は特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）の収集若しくは保管をしてはならない。

(個人番号の利用範囲)

第15条 個人番号関係事務を処理する者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。

(正確性の確保)

第16条 利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報及び特定法人情報（法人番号保有者に関する情報であって法人番号により検索することができるものをいう。）が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(従事者の義務)

第17条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- (1) 個人情報の取扱いに従事する機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
- (2) 機構から個人情報の取扱いの委託を受けて業務に従事している者又は従事していた者

(利用及び提供の制限)

第18条 法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

- (3) 行政機関、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための機構の内部における利用を特定の役員又は職員に限るものとする。

(特定個人情報の利用及び提供に関する特例)

第19条 特定個人情報に関しては、前条第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、前条第1項及び第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	法令に基づく場合を除き	番号法第9条第4項の規定に基づく場合を除き
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき

(アクセス制限)

- 第20条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する職員とその権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限る。
- 2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。
- 3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第21条 職員が業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当外行為を行うことができる場合を限定し、職員は、保護管理者の指示に従い行う。

- (1) 保有個人情報の複製
- (2) 保有個人情報の送信
- (3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- (4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第22条 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行う。

(媒体の管理等)

第23条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管し、必要があると認めるときは、盗難又は紛失の防止のための措置を講ずる。

(廃棄等)

第24条 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体(端末及びサーバに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

(保有個人情報の取扱状況の記録)

第25条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。ただし、特定個人情報は記載しない。

(保有個人情報の提供)

第26条 保護管理者は、法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わす。

- 2 保護管理者は、法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。
- 3 保護管理者は、法第9条第2項第3号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、第1項及び前項に規定する措置を講ずる。

(業務の委託等)

第27条 保有個人情報の取扱いに係る業務(独立行政法人等非識別加工情報の作成に係る業務を含む。)を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずる。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

- (1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
- (2) 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
- (4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

2 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先における個人情報の管理の状況について、年1回以上の定期的検査等により確認する。

3 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務(独立行政法人等非識別加工情報の作成に係る業務を含む。)が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施する。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

4 保有個人情報の取扱いに係る業務(独立行政法人等非識別加工情報の作成に係る業務を含む。)を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第28条 保護管理者は、当該各部局等において個人情報ファイルを保有しようとするときは、それぞれ次に掲げる事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」(別紙様式)という。)を作成しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 当該部局等の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目(以下この条において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下この条において「記録範囲」という。)
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この条において「記録情報」という。)の収集方法

- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を機構以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

- (8) 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地
 - (9) 訂正、利用停止等について、他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等が定められている場合の当該法令の名称等
 - (10) 個人情報ファイルの種別（「電子計算機処理に係る個人情報ファイル」又は「マニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル」の別）
 - (11) 電子計算機処理に係る個人情報ファイルについて、マニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルが付随しているときはその旨
- 2 前項の個人情報ファイルが第2条第8項各号のいずれにも該当するときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 法第44条の5第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨
 - (2) 法第44条の5第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地
 - (3) 当該個人情報ファイルが第2条第9項第2号ロに該当するときは、法第44条の8第1項において準用する独立行政法人等情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会が与えられる旨
- 3 個人情報ファイル簿は、機構が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 4 個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 5 個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが第7項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 6 総括保護管理者は、前項の規定により作成した個人情報ファイル簿を機構の事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットを利用して公表しなければならない。
- 7 第1項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者（被扶養者又は遺族含む。）に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（機構が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - (2) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - (3) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (4) 独立行政法人等非識別加工情報ファイルに該当する個人情報ファイル
 - (5) 記録情報に削除情報が含まれる個人情報ファイル
 - (6) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - (7) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - (8) 役員又は職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

(9) 本人の数が1,000人に満たない個人情報ファイル

(10) マニュアル(手作業)処理に係る個人情報ファイルについて、その利用目的及び記録範囲が電子計算機処理に係る個人情報ファイルの範囲内であるもの

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第29条 個人番号関係事務を処理する者は、番号法第19条第12号から第15号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号関係事務を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(開示・訂正及び利用停止)

第30条 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求等について必要な事項は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構個人情報の開示・訂正等に関する規則(平成17年規則第6号)において定める。

(独立行政法人等非識別加工情報の作成及び提供等)

第31条 機構は、法第4章の2の規定に従い、独立行政法人等非識別加工情報(独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この条において同じ。)を作成し、及び提供することができる。

2 機構は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために独立行政法人等非識別加工情報及び削除情報(保有個人情報に該当するものに限る。)を自ら利用し、又は提供してはならない。

3 保護管理者は、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する業務を締結した者(以下「契約相手方」という。)から当該契約相手方が講じた独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちに総括保護管理者に報告するとともに、当該契約相手方がその是正のために講じた措置を確認しなければならない。

4 独立行政法人等非識別加工情報の提案募集、審査、作成・加工等の提供に係る手続き等及び手数料の額について必要な事項は、この条に定めるほか、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構独立行政法人等非識別加工情報の提供等に関する規則(平成29年規則第10号)において定める。

第4章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第32条 保護管理者は、保有個人情報(情報システムで取り扱うものに限る。以下本章(第45条を除く。)において同じ。)の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等(パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。)を使用して権限を識別する機能(以下「認証機能」という。)を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必

要な措置を講ずる。

(アクセス記録)

第33条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずる。

2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずる。

(アクセス状況の監視)

第34条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報を含むか又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずる。

(管理者権限の設定)

第35条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。

(外部からの不正アクセスの防止)

第36条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずる。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第37条 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報の漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずる。

(情報システムにおける保有個人情報の処理)

第38条 職員は、保有個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。保護管理者は、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認する。

(暗号化)

第39条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずる。職員は、これを踏まえ、その処理する保有個人情報について、当該保有個人情報の秘匿性その内容に応じて、適切に暗号化を行う。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第40条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報の漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限(当該機器の更新への対応を含む。)等の必要な措置を講ずる。

(端末の限定)

第41条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずる。

(端末の盗難防止等)

第42条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。

2 職員は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

(第三者の閲覧防止)

第43条 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずる。

(入力情報の照合等)

第44条 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行う。

(バックアップ)

第45条 保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずる。

(情報システム設計書等の管理)

第46条 保護管理者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について関係者以外に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずる。

(入退管理)

第47条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域(以下「情報システム室等」という。)に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退室の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会

い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずる。また、保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。

- 2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。
- 3 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

(情報システム室等の管理)

第48条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずる。

- 2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずる。

第5章 問題への対応等

(事案の報告及び再発防止措置)

第49条 保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告する。

- 2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（職員に行わせることを含む。）ものとする。
- 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告する。
- 4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を機構長に速やかに報告する。
- 5 総括保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、文部科学省に対し、速やかに情報提供を行う。
- 6 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずる。

(公表等)

第50条 事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への対応等の措置を講ずる。公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、保有個人情報関連の事案においては総務省（行政管理局）、独立行政法人等非識別加工情報等関連の事案においては個人情報保護委員会事務局に速やかに情

報提供を行う。

(監査)

第51条 監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、措置の状況を含む機構における保有個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。

(点検)

第52条 保護管理者は、部局等における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。

(評価及び見直し)

第53条 総括保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

(行政機関との連携)

第54条 機構は、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）4を踏まえ、文部科学省と緊密に連携して、その保有する個人情報の適切な管理を行う。

(個人情報保護委員会事務局への報告)

第55条 総括保護管理者は、法第44条の15に規定する独立行政法人等非識別加工情報等に関し、次に掲げるときは、直ちに個人情報保護委員会事務局に報告しなければならない。

- (1) 第31条の第3項、第49条第3項及び第4項の報告をするとき
- (2) 第49条第6項及び第50条の措置を講じたとき
- (3) 契約相手方が法第44条の14各号に該当すると認められ契約を解除しようとするとき及び解除したとき

第6章 雑則

(雑則)

第56条 この規程に定めるもののほか、機構が保有する個人情報及び個人番号の管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年1月27日規程第6号）

この規程は、平成18年2月17日から施行する。

附 則（平成19年5月9日規程第30号）

この規程は、平成19年5月9日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成21年3月31日規程第67号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規程第25号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月28日規程第10号）

この規程は、平成26年3月1日から施行する。

附 則（平成27年7月15日規程第35号）

この規程は、平成27年9月1日から施行する。

附 則（平成27年10月14日規程第62号）

この規程は、平成27年10月14日から施行する。

附 則（平成28年1月13日規程第2号）

この規程は、平成28年1月13日から施行する。

附 則（平成29年9月21日規程第20号）

1 この規程は、平成29年9月21日から施行し、平成29年5月30日から適用する。

2 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構個人情報保護管理規則（平成17年3月29日規則第5号）は、廃止する。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの 名称		
独立行政法人等の 名称	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	
個人情報ファイルが 利用に供される事務 をつかさどる組織の 名称		
個人情報ファイルの 利用目的		
個人情報ファイルの 記録項目		
個人情報ファイルの 記録範囲		
記録情報の収集方 法		
要配慮個人情報の 有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
記録情報の経常的 提供先		
開示請求等を受理 する組織の名称及 び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正、利用停止等 について、他の法律又 はこれに基づく命令 の規定による特別の 手続等が定められ ている場合の当該 法令の名称等		
個人情報ファイルの 種別	<input type="checkbox"/> 法第2条第4項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第2条第4項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第4条第3号に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

独立行政法人等非 識別加工情報の提 案について	【提案の募集をする個人情報ファイルの該当性】 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
	【提案を受ける組織の名称及び所在地】 (名 称) (所在地)
	【個人情報ファイルが法第2条第9項第2号ロに該当する場合の 意見書の提出機会の有無】 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
作成された独立行 政法人等非識別加 工情報について	【概要】
	【作成された情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地】 (名 称) (所在地)
	【提案をすることができる期間】
備 考	